

令和3年度

西和賀町からの要望に対する取組状況

岩手県県南広域振興局

反映区分

A：趣旨に沿って措置したもの

B：実現に努力しているもの

C：当面は実現できないもの

D：実現が極めて困難なもの

(様式3) 情報提供用シート 西和賀町

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月20日	1 一般県道湯川温泉線(県道215号)の雪崩防止対策について	<p>一般県道湯川温泉線(県道215号)は、西和賀町川尻地区と湯川地区を結ぶ生活路線として重要な位置付けにあり、特にも町内屈指の温泉観光地である湯川地区は、温泉観光業をけん引する地区でもあります。</p> <p>令和2年度は3年ぶりの大雪となり、町では雪害対策本部を設置して雪害に対処しましたが、令和3年3月5日に当路線上部斜面から雪崩が発生し、全面通行止となる災害が発生しました。幸いにも3時間ほどで解消されましたが、当路線はウォーキングする住民が多く人的な被害が発生しなかったことに安堵したところです。</p> <p>冬期間においては迂回路も深雪に閉ざされ、湯川地区への唯一の路線が通行止めとなり、一時的ではありますが孤立する地区が発生したことに危機感を持ったところです。</p> <p>数年に一度の大雪と春先の異常な気温上昇によりもたらされた災害ではありますが、近年、局地化・集中化する雨の降り方は、冬期間の降雪にも影響を及ぼしてくるものと考えられ、昨年度同様、雪崩による災害が発生する可能性は非常に高く、地域住民が通行することに大きな不安を抱えているほか、観光事業への風評被害も懸念され</p>	<p>一般県道湯川温泉線の雪崩防止対策については、令和3年3月に発生した雪崩等を踏まえ、令和3年度、区間の調査と既存施設の機能効果について再確認を行い、対策の必要性について検討中です。また、積雪時については、引き続き、道路パトロール等を通じて本路線の安全確保に努めていきます。</p> <p>(A)</p>	県南広域振興局	土木部	A:1

		<p>るところであります。</p> <p>つきましては、本路線が本町において極めて重要であることを鑑み、雪崩予防柵の未設置区間への新規設置及び設置済の雪崩予防柵の総点検の実施を行うなど路線の安全確保が図られますよう強く要望いたします。</p>				
7月20日	<p>2 一般国道107号(川尻・当楽間)の改良整備促進について</p> <p>① 全面通行止め区間の早期の通行再開</p>	<p>一般国道107号(以下「本国道」という。)は、令和3年5月1日に発生した地震の影響等によって、西和賀町大石地区で山側法面に変状が確認され、土砂崩落の恐れが強まったことから、直ちに全面通行止めの措置がとられ、現在に至っております。</p> <p>本国道は、6年前にも今回の現場近くで大規模な土砂崩落が発生し、約8か月間もの長期にわたって全面通行止めとなった経緯があります。</p> <p>本国道は、岩手県と秋田県を東西に結ぶ物流路線となっているほか、県境を越えた経済活動や文化・観光振興などの面で極めて重要な役割を果たしております。</p> <p>また、とりわけ西和賀町民にとりましては、本国道を利用して生活圏となっている北上市等への通勤や通院、買い物など、日常生活を送るうえで必要不可欠な最も重要な道路であります。</p> <p>加えて北上横手間においては、並行する秋田自動車道の緊急時等の代替路として、お互いが補完し合う機能を担っています。</p>	<p>(1) 国道107号大石地区については、当面の迂回路として、仮橋工事を進めているところであり、引き続き、令和4年の積雪期前までに供用できるように取り組んでいきます。</p> <p>また、同地区の道路災害については、トンネルにより復旧することが決定したところであり、一日も早い復旧に向けて取り組んでいきます。(A)</p>	県南広域振興局	土木部	A : 1

		<p>6年前の土砂崩落箇所と今回の現場箇所を含む西和賀町川尻から当楽までの区間は、急カーブが連続しているうえ、大型車両とのすれ違いが難しい狭隘なトンネル箇所もあり、加えて冬期にはたびたび雪崩が発生するなど、危険箇所が多く、脆弱な道路環境下に置かれています。</p> <p>代替路である秋田自動車道の北上・横手間は、ほとんどが片側1車線であるため、事故や特にも冬期間の積雪による通行止めリスクが高く、緊急時等における一般道との相互補完機能が発揮されない状況に置かれています。</p> <p>今回の全面通行止めに際しては、6年前と同様に秋田自動車道の湯田インターチェンジと北上西インターチェンジ間の無料通行措置の対応をさせていただいておりますが、高齢者が住民の半分以上である西和賀町では、高速道路の運転に不安を感じている高齢者ドライバーが少なくありません。</p> <p>以上のことから、地域経済の早期回復と安心安全な住民生活の確保のため、一般国道107号に係る下記事項の実現について強く要望します。</p> <p>① 全面通行止め区間の早期の通行再開</p>				
7月20日	2 一般国道107号(川尻・当楽間)の改良	② 同区間を含む交通難所区間(川尻～当楽間)のトンネル化を含めた抜本的な改良整備の促進	国道107号の川尻から当楽間については、厳しい地理条件となっているため、この区間の改良には、長期的かつ安定的な予算の確保が必要です。	県南広域振興局	土木部	C:1

	<p>整備促進について</p> <p>② 同区間を含む交通難所区間（川尻～当楽間）のトンネル化を含めた抜本的な改良整備の促進</p>		<p>まずは、令和3年5月に被災した大石地区において、トンネルを含めた災害復旧事業の推進に努めていきます。</p> <p>（C）</p>			
7月20日	<p>3 主要地方道花巻大曲線（県道12号）全線の早期供用開始について</p> <p>① 小倉山の2工区の早期完成</p>	<p>主要地方道花巻大曲線は、岩手県花巻市と秋田県大仙市を結ぶ県域を越えた重要路線です。</p> <p>税務署や法務局、中部保健所など西和賀町を所管する国や県の機関が花巻市に所在するのをはじめ、新幹線や空港利用など、町民が花巻市へ行く機会も増えてきており、本路線が産業・経済の発展や文化の交流促進などに大きな効果をもたらすものと期待されており、下記のとおり全線の早期供用開始を要望します。</p> <p>① 小倉山の2工区の早期完成</p> <p>花巻～沢内間のうち、最後の未供用区間となっている小倉山の2工区は、今年度から4号トンネルの築造工事に本格着手されておりますが、西和賀で収穫された農産物等を花巻市内の加工施設や南花巻温泉峡の宿泊施設へ搬入している農家も多く、</p>	<p>主要地方道花巻大曲線小倉山の2工区の約2.4km区間については、平成19年度に900mを供用開始しました。</p> <p>未供用の残る約1.5kmについては、令和元年11月に4号トンネル西側の橋梁が概成し、令和2年3月には4号トンネル築造工事を契約したところであり、令和3年度はトンネル築造工事を進めてきました。今後とも地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。</p> <p>（A）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A：1</p>

		安全で安心して通行できるよう一刻も早く完成すること。				
7月20日	3 主要地方道花巻大曲線（県道12号）全線の早期供用開始について ② 笹峠工区の未改良区間の工事再開	② 笹峠工区の未改良区間の工事再開 秋田県境に位置する笹峠工区については、平成20年度以降、秋田県と岩手県ともに工事を休止している状況であり、平成29年から毎年工事再開と早期完成を願う要望書を両県に提出しています。岩手県側800mと秋田県側1,740mの工事を再開すること。	笹峠工区の未改良区間（岩手県側800m、秋田県側1,740m）の工事再開については、秋田県側の動向を踏まえながら、今後の整備方針を検討していきますが、早期の事業再開は難しい状況です。（C）	県南広域振興局	土木部	C：1
7月20日	4 主要地方道盛岡横手線（県道1号）の道路整備促進について	主要地方道盛岡横手線（県道1号）は、盛岡市から本町を經由し、秋田県南部の主要都市である横手市を結ぶ路線ですが、本町内の南北33kmを縦断する極めて重要な生活路線でもあります。 本路線は、一般国道46号、同107号を結ぶ主要路線ともなっており、距離的な利便性から大型トラックも物流路線として通行する車両が増加し、緊急時には迂回路としても重要な路線として位置づけられております。 また、本町では、岩手県と秋田県の県境に隣接する6市町村の連携による「岩手と秋田のまんなか旅」に参加し、広域による観光情報の発信に取り組んでいるところです。この効果として本路線を經由して一般国道46号を通り田沢湖や角館方面、国道107号を通過して横手市や湯沢市方面に向かう観光者	主要地方道盛岡横手線の泉沢地区については、令和3年度、現地測量及び設計を進めてきました。今後とも地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。（A） なお、湯之沢～巻淵間については、平成28年度から歩行空間整備事業に着手しており、早期完成に向け、引き続き事業を進めていきます。（A）	県南広域振興局	土木部	A：2

		<p>も多く、観光面でも大きな役割を果たしているところです。</p> <p>そのため、本路線の沿線市町からなる盛岡横手線道路整備促進期成同盟会（会長：西和賀町長）において整備促進を要望しているところであり、岩手県においては継続的に道路改良を進めていただいているところですが、依然として狭隘箇所、あるいは急カーブが連続する区間があることから、町民及び観光者の安全な通行とともに、交通事故の未然防止の観点からも特に泉沢地区の急カーブの解消と、湯之沢～巻淵間の歩行空間整備を早期に完成するよう要望いたします。</p>				
7月20日	5 秋田自動車道の4車線化の促進について	<p>秋田自動車道は、開通以後、日本海と太平洋を高速で結ぶ重要路線として利用されており、年間を通して安全・安心な生活を送るためには欠かせない路線となっております。</p> <p>現在、秋田自動車道はこのように重要な役割を果たしているにもかかわらず、現状は、北上JCT～大曲IC間は片側一車線の対面通行、いわゆる暫定二車線となっており、冬期間の安全性確保や、補修工事及び事故による交通規制が頻発する路線であり、産業振興・観光振興の観点も含めて、経済的に大きな課題が顕著化している状況にあります。</p> <p>このような中、平成31年3月に「防災・減災、国土強靱化のための3か年</p>	<p>県では、高規格道路における防災・減災機能の強化を図るため、暫定2車線区間の4車線化等の推進が必要と考えており、令和3年6月17日に行った令和4年度政府予算提言・要望において、秋田自動車道「北上西ICから横手IC」等の整備を促進するよう要望したところであり、引き続き整備が促進されるよう、国等に働きかけていきます。(B)</p>	県南広域振興局	土木部	B:1

		<p>緊急対策」の一環として、湯田 I C～横手 I C間の約 7.7 km、令和 2 年 3 月には山内 P A～横手 I C間約 7.7 kmが事業化されていたところに加え、本年 3 月には北上西 I C～湯田 I C間 19.5 kmが「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合対策」に基づき事業化されたことは大変喜ばしいことでもあります。</p> <p>一方で、秋田自動車道と並行する一般国道 107 号は、現在、本町大石地区における斜面変状により通行止めとなっており、代替路として北上西 I C～湯田 I C間の無料通行措置を講じていただいておりますが、同区間のほとんどが対面通行の 2 車線区間であることから、高齢者が人口の半分以上を占める本町では、高速道路の利用をためらうドライバーも少なくありません。</p> <p>つきましては、事業化されている北上西 I C～横手 I C間の早期着工と完成、さらには北上 J C T～大曲 I C間の全線 4 車線化について、国等への働きかけを強化していただくよう要望いたします。</p>				
7月20日	6 中山間地域等直接支払制度の対象農用地の拡充について	<p>水田は、農作物の生産機能のみならず、自然災害時においては巨大なダムとしての役割も担っております。その観点から中山間地域等の条件不利地においても持続的な営農ができるよう水田機能を維持することが重要であります。</p>	<p>「中山間直接支払制度」は、中山間地域で適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、交付金により生産条件の不利を補正するための支援を行うものであり、県土の約 8 割が中山間地域である岩手県では、極めて重要な施策であると認識しております。</p>	県南広域振興局	農政部	B:1

		<p>本町は、岩手県内唯一の山間農業地域水田型に属し、水田が大きな役割を果たしております。本町の水田は、大概が200mから450mまでの高標高地にあるものの、水田間の傾斜が少ないことも特徴となっております。</p> <p>中山間地域等直接支払制度の協定対象農用地は、水田面積約1,580haのうち約73パーセントの1,158haであります。対象農用地の99%が傾斜度1/20から1/100までの緩傾斜農地となっております。</p> <p>また、本町は、岩手県で唯一の全域が特別豪雪地帯で、早ければ10月から雪解けの遅い時は5月まで雪があり、営農条件は協定対象、非対象に関わらず全てが条件不利と考えております。</p> <p>以上のことから、本町の全ての水田が中山間地域等直接支払交付金の対象農地となるような制度改正を国に対して強く働きかけていただくよう要望いたします。</p>	<p>対象農用地等の見直しについては、県内の取組や地元負担の状況、他都道府県の動向なども注視しながら、必要に応じ国に働きかけていきます。</p> <p>(B)</p>			
7月20日	7 生活交通バス路線運行維持対策について	<p>本町では、令和3年3月末をもって民間事業者の路線バスが全廃となったことから、同年4月以降は町が主体となって運行を維持しております。</p> <p>人口減少や少子化等の影響により路線バスの利用者は年々減少しているものの、高校生の通学や運転免許を持たない地域住民にとって貴重な交通手段であることに変わりはありません、バス路線</p>	<p>① 「補助路線代替交通確保維持事業」は、持続可能な地域公共交通ネットワークの維持確保を目的とした事業であることなどから、無償で運行される代替交通は対象外としているものです。</p> <p>また、令和5年度以降の事業継続については、「いわて県民計画」の第1期アクションプランの計画期間である令和4年度において、市町村</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 2

		<p>の維持は町の重要な課題となっております。</p> <p>また、本町は、高齢化率が県内一高く、民間のタクシー事業者も少ない交通事情であることから、今後更に進む高齢者の運転免許返納への対応も喫緊の課題であります。</p> <p>つきましては、次の事項を実現されるよう要望いたします。</p> <p>① 県単補助要件の緩和等</p> <p>県単補助「補助路線代替交通確保維持事業」では、広域生活路線維持事業等の対象であったバス路線から転換した有償で運行される代替交通路線のみを補助対象としているが、市町村の状況に応じて本要件を緩和するとともに、令和5年度以降も事業の継続をすること。</p> <p>② 市町村が行う交通手段確保施策への支援</p> <p>市町村が地域の実情に応じて行う交通手段の確保施策に係る支援を拡充すること。</p>	<p>の活用状況や政策効果等を踏まえ、検討を行うこととしています。</p> <p>(B)</p> <p>② 市町村が行う交通手段の確保への支援については、昨年度「補助路線代替交通維持確保事業」を創設し、補助路線から転換した代替交通の維持確保のために市町村が負担する経費に対し支援を拡充したところです。</p> <p>また、地域公共交通活性化推進事業費補助により計画策定やコミュニティバス等の実証運行などに要する経費を支援しているほか、市町村からの要請に応じ、計画策定や地域公共交通の再編等について助言を行う有識者を派遣しているところです。</p> <p>なお、地域内公共交通への財政支援については、国庫補助である地域内フィーダー系統確保維持費補助の補助要件の緩和や補助上限額の拡大等を、今年6月の政府予算要望においても、国に要望しているところです。</p> <p>今後も引き続き、市町村が地域の実情に応じた地域内公共交通の維持・確保が図られるよう、必要な支援を行ってまいります。(B)</p>			
7月20日	8 地域医療の確保と医師対策について	<p>本町は、県の二次医療圏では「岩手中部」に属しておりますが、圏域内の基幹病院までは距離にして35～65km、時間では自動車では40～70分の遠隔にあ</p>	<p>県では、令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保の取組を進めており、即戦力医師の招聘や自治医科大学養成医師の市町村立病院</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B : 1</p>

り、加えて県内では最も高齢化が進行しており、住民の生命と健康を守るため、地域医療の確保が行政運営上の極めて大きな課題となっております。

現在、町立病院に勤務している医師は、昨年度、県からの医師派遣が2年ぶりに再開されたものの常勤医1名が退職、今年度における県医師派遣はなかったため、定年延長を更新しながら勤務いただいている医師を含めて常勤医3名体制を辛うじて維持しておりますが、常勤医のうち1名は、今年度9月末までの勤務予定となっております、医師確保の面では不安定な状況に置かれております。

このような体制のもとで、一般診療、入院管理、人工透析、訪問診療、介護福祉施設の診療、町から委託されている人間ドックをはじめとする各種健診、休日・夜間の日当直、さらには新型コロナウイルス感染症対策など、非常に多くの業務をこなしており、常勤医師への過重負担が懸念されております。

町独自の奨学金による医師養成にも取り組んでおり、現在、県立中部病院で臨床研修中の医師が1名おりますが、今後、地域の小規模病院に勤務可能となるまでには長い期間を要するため、即効的な対策とは言えない状況にあります。

つきましては、医師の安定的確保、病院経営の健全化と病院機能の維持の

への派遣に努めるとともに、「奨学金養成医師配置調整会議」において、市町村の要望に配慮しながら奨学金養成医師の配置調整を進めているところで

す。
自治医科大学養成医師については、毎年養成しているものの、その養成数に限りがあり、例年、県内の市町村から多数寄せられる医師の配置に関する要望の全てに対しては応えられない状況にありますが、奨学金養成医師については、今年度も引き続き西和賀さわうち病院への診療応援を実施しているところです。なお、今年10月から医療局奨学生を常勤配置（3ヶ月間）することとし、令和4年1月以降の医師配置については、関係者と調整しているところです。

今後においても、即戦力医師の招聘や医師の養成等を通じて、地域医療の確保に努めていきます。（B）

		ため、自治医科大学養成医師の継続派遣等、医師の配置に対し特段の配慮を要望いたします。				
7月20日	9 県立西和賀高等学校の存続と教職員数の維持確保について	<p>岩手県立西和賀高等学校は、「地域社会の発展に広く貢献できる人材の育成を目指す」ことを教育目標とし、国公立大学等への一定数の進学や就職により「進路希望100%実現」を継続するなど、キャリア教育において確かな実績を積み重ねてきております。</p> <p>また近年では、北上圏域の中学校から、多様なニーズを持った生徒の入学が増えてきております。これは同校の少人数だからこそ可能な、きめ細かな指導に加え、多様な生徒を受け入れる地域の包容力が評価されたものであり、同校が広域的に果たしている役割は決して小さいものではありません。今年度は更に、令和4年度からの県外生募集に向けて受入体制の準備を進めております。</p> <p>「新たな県立高等学校再編計画」が平成28年3月に策定され、同校は特例校として維持されることになりましたが、平成30年度から普通科2学級が1学級となり、これに伴う教職員数の減により、これまで同校で実施してきたきめ細かな指導や国公立大学への進学をサポートする支援体制の継続が困難となっております。</p> <p>本町としては、確かな実績を持つ同校を、中学生から積極的に選択される</p>	<p>県教育委員会では、教職員については標準法に基づき学校の実情等を考慮し配置していますが、現在、小規模校に係る教職員配置基準の見直しを含めた新たな教職員定数改善計画の早期策定を、国に対して要望しているところです。</p> <p>西和賀高校においては、標準法に基づいて定数を定めた上で、「きめ細かな指導」や「大学進学の支援」など、教育の質を維持できるよう加配を行っているところです。今後も、国の標準法に基づく教職員配置を基本としつつ、学校の特色、現状等を勘案して具体的な配置を行ってまいります。（B）</p> <p>令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。</p> <p>また、自治体と連携した教育活動の充実が進められている現状も踏まえ、後期計画期間中においては、特例校である西和賀高校も含め、一定の入学者のいる1学級校を維持することとしています。</p> <p>令和2年度からは高校の魅力化促進事業に取り組んでおり、西和賀高校に</p>	県南広域振興局	中部教育事務所	B : 2

	<p>魅力を備えた学校として存続させたいと考え、学校と地域が一丸となって町内外からの入学希望者の確保に取り組んでまいります。</p> <p>つきましては、県として標準法に基づいた上で学校の実情等により教職員の配置をしていることは理解しておりますが、生徒一人ひとりの将来の夢の実現に向けて行っている、現在の「きめ細かな指導」や「大学進学への支援」にあたる西和賀高等学校の教職員数の維持確保について特段の配慮を要望いたします。</p>	<p>においても、総合的な探究の時間等を活用しながら、地域理解の学習活動を充実させること等により、学校の魅力向上や地域人材の育成を図るとともに、小中学生の地元高校への理解と進学意識の醸成を図る取組を進めることとしていきます。</p> <p>今後とも、地域と意見交換を行いながら、西和賀高校の魅力づくりや教育の質の確保、地域で活躍する人材育成等について、引き続き連携して取り組んでいきたいと考えています。（B）</p>			
--	---	--	--	--	--